

韓国公正取引法上の情報交換談合の擬制

(2025年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地法律事務所（金・張法律事務所）に作成委託し、2025年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび金・張法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび金・張法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ジェトロ・ソウル事務所

E-mail：KOS@jetro.go.jp

海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課

E-mail：SCC@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. 情報交換行為が公正取引法上の談合規制の対象に含まれた背景	1
II. 公正取引法上の情報交換談合行為に対する規制の内容	2
1. 情報交換を公正取引法上の談合の類型に含む	2
2. 公正取引法上の合意推定規定の緩和	3
III. 情報交換行為に関する注意事項.....	5
1. 一般的な注意事項.....	5
2. 注意すべき情報.....	5
3. 情報を取得する際の注意事項.....	6
IV. 結論.....	7

韓国の公正取引法上の情報交換談合の擬制

I. 情報交換行為が公正取引法上の談合規制の対象に含まれた背景

2021年12月31日付で情報交換談合に対する規制を含む全面改正公正取引法（2020年12月29日改正）が施行され、情報交換行為に対しても、一定の場合に不当な共同行為として擬制し、公正取引法で禁止している。公正取引法でいう情報交換とは、競争事業者間で直接・間接的な方法により営業に関する情報をやり取りする行為を意味する。競争事業者間で情報交換をする理由は、競争事業者の価格、顧客、製品生産量等の営業に関する情報を取得することで、その戦略に合わせて自身の営業戦略を立て、利潤を最大化するためであるといえる。結局、競争の本質は、競争事業者の戦略が不確実な状況で、自身の利潤最大化のために競争要素を最大限強化することであるが、情報交換はこのような不確実性を除去し、競争の強さと幅を減少させ、全体的な消費者厚生を低下させることになる。

改正前の公正取引法の下では、情報交換は不当な共同行為の成立と実行を容易にするなど競争制限的な弊害が大きいにもかかわらず、明示的な規制の根拠がないため、効果的に規制できず、合意の存在の立証（推定）において状況／補強証拠としてのみ限定的に活用されていた。既存の公正取引法の下で大法院は、情報交換は事業者間の意思連結の相互性（合意）を認めることができる有力な資料に該当するとしながらも、情報交換自体では不当な共同行為にならず、不当な共同行為として制裁するためには、価格等に関する意思の合致および合意の立証を厳格に要求する立場を示してきた。大法院は、保険会社の談合、ラーメン談合事件において、「既存の公正取引法上、情報交換は事業者間の意思連結の相互性に関する有力な徴表になり得るが、情報交換の事実だけで不当に競争を制限する行為に対する合意があると断定することはできない」と判示し、情報交換の事実は認めながらも、公正取引法上の不当な共同行為は否定した（大法院 2014 年 7 月 24 日言渡 2014 ドゥ 4108 判決、大法院 2015 年 12 月 24 日言渡 2013 ドゥ 25924 判決）。すなわち、大法院は、情報交換だけでは不当な共同行為を認めず、関連市場の構造・特性、交換された情報の性質・内容、情報交換の時期・主体・方法、情報交換の目的・意図、情報交換後の外形の一致の程度、情報交換が市場に及ぼす影響等と共に、合意の誘因、合意と相反する状況があるかなどを総合的に考慮して判断している。

しかし、公正取引委員会（以下「公取委」）の立場では、事業者間の合意を客観的に立証することができないとしても、情報交換だけでも市場の競争を制限する恐れがあれば、

談合の弊害を防止するために、情報交換自体も禁止する必要があるとした。このような理由により、公取委は公正取引法の全面改正を通じ、①競争事業者間で価格等の情報交換に合意することで市場の競争を制限する行為を談合の一類型（情報交換の合意）として禁止し、②競争事業者間の行為に外形上の一致があり、これに必要な情報が交換された場合、当該競争変数（i.e. 価格、物量等）に係る談合の合意を推定（情報交換による合意の推定）することができる法律上の根拠を設けた。

II. 公正取引法上の情報交換談合行為に対する規制の内容

1. 情報交換を公正取引法上の談合の類型に含む

既存の公正取引法では、情報交換行為に対し不当な共同行為として禁止する規定がなかったが、改正公正取引法は、「その他に大統領令で定める情報をやり取りすることで一定の取引分野において競争を実質的に制限する行為（第40条第1項第9号）」を不当な共同行為の類型に追加し、情報交換に対して合意する行為も禁止している。そして、同法施行令第44条第2項では、上述の大統領令で定める情報とは、「1. 原価、2. 在庫量、在庫量または販売量、3. 取引条件または代金・対価の支払条件」をいうと規定している。すなわち、原価、在庫量、在庫量または販売量、取引条件または代金・対価の支払条件に関する情報をやり取りすることであり、一定の取引分野において競争を実質的に制限する行為に合意することを禁止し、上記のような行為を「情報交換談合行為」と呼ぶ。

また、改正公正取引法の施行により、公取委は、法の適用および執行の一貫性と予測可能性を担保するために、「事業者間の情報交換が介入した不当な共同行為の審査指針（2021年12月28日制定、2021年12月30日施行）（以下「審査指針」）」を制定した。審査指針においては、①情報交換の概念を定義し、②違法な情報交換の合意に関する内容、③情報交換による合意の推定に関する内容を規定している。

審査指針は、競争事業者間で直接・間接的に価格・生産量等の情報を「知らせる」行為を情報交換とみなし、知らせる手段は口頭、郵便、電話等の方法を問わず、協会等事業者団体のような中間媒介者を経て知らせる行為も含まれると規定し、情報交換の概念を非常に広く定義している。また、日刊紙など誰でも制限なくアプローチできる媒体に情報を開示および公表する行為は原則として情報交換とみなさないものの、開示・公表する前に競

争事業者間で隠密に当該情報の交換を先に行った場合は、依然として規律対象に該当すると明示している。

違法な情報交換になるためには、事業者間に(i)情報交換の合意がなければならず、(ii)その合意を実行した結果、関連市場での競争が不当に制限されなければならず、(iii)競争制限効果を相殺するに足る効率性増大効果があってはならないと規定している。

まず、(i)競争上センシティブな情報を交換することにする明示的な意思連絡 (i.e. 合意書、口頭約束) がある場合には、典型的に情報交換の合意の成立が認められると規定している。さらに、明示的な合意がなくても、情報交換が長期間にわたり頻繁に、意思決定権限のある職級間で意思決定の直前に行われ、交換された情報を各自活用するなどの様態が現れる場合には、黙示的な合意があるとみて情報交換の合意を認めている。

次に、(ii)情報交換により関連市場における競争が制限されたか（競争制限性）に関する判断においては、市場の状況、市場の構造および商品の特性、シェア、情報の特性、情報交換の様態、情報交換の目的を総合的に考慮すると規定しているが、関連事業者のシェアの合計が20%以下である場合には競争制限性がないとみなす（セーフハーバーの設定）。また、過去の情報よりは将来の情報、非公開情報、個別事業者が特定できる情報であるほど、そして、情報交換の期間が長く、頻度が多く、交換主体の職級が高いほど競争を制限する可能性が高いとも規定している。

一方、情報交換の合意が成立し、競争制限性がある場合でも、例外的に(iii)効率性増大効果が認められることがあり、このために情報交換が必須で、その効率性増大効果が競争制限性を相殺する場合には、情報交換があっても違法ではないとみなす。しかし、このような例外が認められるためには、事業者が情報交換による効率性増大効果のほうが競争制限効果より大きい点を立証しなければならないが、現実的に非常に難しく、公取委もかなり厳格な要件の下でのみ認めるとみられる点に留意する必要がある。

2. 公正取引法上の合意推定規定の緩和

不当な共同行為に対する合意は、事業者間で隠密に行われる特性がある。そのため、関連市場における商品価格の推移等に照らし、競争事業者間で一定の合意があると予想される場合でも、事業者間の合意があったという証拠を見つけるのが非常に難しいことが多い。そこで、公正取引法は、競争事業者間で値上げ幅、値上げの時期が一致するなどの外形上

の一致があり、商品・役務の特性、当該行為の経済的な理由および波及効果、事業者間の接触の回数等の諸事情に照らし、事業者らが共同行為をしたものとみなすことができる相当の蓋然性がある場合には、合意の証拠がなくても、公正取引法上の不当な共同行為があると推定する規定を置いているが、これを「不当な共同行為に対する合意推定」という。しかし、合意推定に関して相当の蓋然性を立証することが事実上合意を立証するのと同じくらい難しかったため、ほとんど活用されなかった。

よって、改正公正取引法は、合意推定の規定に(i)外形上の一致があり、(ii)価格談合、市場分割談合等の不当な共同行為の合意に必要な価格等の情報をやり取りした行為のみを行った事実が認められる場合にも、不当な共同行為に対する合意の証拠がないとしても合意したものと推定（第40条第5項第2号）することができる規定を設け、公正取引法上の不当な共同行為として制裁することができるとした。公正取引法の合意推定の規定に含まれた情報交換による合意推定の要件を具体化した審査指針は、(i)外形上の一致、(ii)必要な情報の交換の概念について具体的に説明している。

「外形上の一致」については、競争事業者間での競争変数の変動幅・時点が同一であるほど外形上の一致があるとみることができるが、必ずしも全く同一でなくても、価格等に消費者の選択に影響を与えない程度の差がある場合も外形上の一致が認められ得ると規定している。例えば、競争事業者間で価格を特定の水準に引き上げる合意ではなく、「一緒に価格を引き上げよう」という程度の緩い合意をした場合、引き上げた価格が同一でなくても、消費者の選択に影響を与えない程度の差であれば、外形上の一致を認めるという趣旨である。また、必要な情報の交換に関し、価格、生産量等の競争上センシティブな情報の交換、値上げ等の意思決定時点直前の交換、外形上の一致と重なる情報の交換があった場合には「必要な情報の交換」が行われたとみなすと規定している。

ただし、上記のように合意が推定されるとしても、事業者が(i)外形上の一致がなかったという点、(ii)必要な情報の交換がなかった点、または(iii)外形上の一致があったとしても、これは合意の結果ではない点を立証し、合意の推定を破ることができる審査指針は規定している。しかし、実務上、公取委が情報交換の合意の推定を主張する場合、これを否認するには非常に厳格な基準を満たして不当な共同行為の合意の推定を破らなければならないと予想されるため、事業者の立場では、推定を破ることは非常に難しいと考えられる。

Ⅲ. 情報交換行為に関する注意事項

1. 一般的な注意事項

上述のとおり、改正公正取引法の下では、これまで事業者間で慣行的に行われていた価格、生産量等の情報交換行為自体が談合行為として認められるようになっただけでなく、価格情報等をやり取りする場合には談合行為に対する合意があるものとして法律上推定させることで、談合と認められて禁止される行為が大幅に拡大した。よって、これまで慣行的に行われていた情報交換に対しても、交換される情報および情報取得の経路等について積極的に点検する必要がある。情報を交換する際に注意すべき点について説明する。

2. 注意すべき情報

まず、競争事業者との交換を控えなければならない情報には、受注金額、販売価格、見積価格、将来の価格動向、価格施策、価格表、割引率、支払条件等、価格自体に関するもの以外にも、価格算定方式、利益率およびその他取引条件等の事業者が営業に関して独自に決定しなければならないポリシーに関連するほぼすべての情報が含まれる可能性がある。数量に関しても、生産数量、販売数量、原材料の購入量等、数量と直接関連する情報のほかにも、需要の見通しなどに関する情報も場合によっては含まれることがあり、顧客情報、仕入先の情報、販売地域等に関する情報も含まれる可能性がある。特に、入札に関する情報や入札価格等の入札内容に関する情報は、非常にセンシティブなものとして扱われなければならない。下表はセンシティブな情報に関する一般的な例であり、センシティブな情報であるか否かは、情報の時制、公開性、個別性等により変わってくる。

【競争事業者との間で議論されてはならない情報の例】

分類	例
価格、取引条件に関する情報	<ul style="list-style-type: none">受注金額、販売価格、見積価格将来の価格動向、価格施策、価格表割引率、リベート、支払条件費用情報価格算定方式、価格内訳、利益率その他取引条件
数量に関する情報	<ul style="list-style-type: none">生産（目標）数量、販売（目標）数量原材料の購入量、需要の見通し

分類	例
顧客、販路、仕入先に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 顧客情報、仕入先の情報 販売地域、販売ルート
設備、技術に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> 製造能力、収率 設備投資額、設備投資の予定 顧客に提示した仕様、自社の規格
その他情報	<ul style="list-style-type: none"> 入札の予定、入札内容

3. 情報を取得する際の注意事項

次に、競争事業者から情報を取得することも控える必要があるが、直接的な意思連絡を通じた情報の交換以外にも、代理店、下請業者、供給先や需要者等の取引相手方からの間接的な取得も控えるのが望ましい。ただし、公的に発刊された新聞、業界紙、インターネット等に公開された情報等は例外として扱われるが、取得の意図や方法等に関して誤解される余地はないか点検する必要がある場合もあり得る。非公開で隠密に情報を交換した後にその情報が公開されたとしても、公正取引法が禁止する情報交換行為に該当することがあり注意する必要がある。

また、これまで業界内で常時行われていた相互協力的なコミュニケーションが情報交換行為の範疇に入りはしないか先制的に点検しておくのも良いと考えられる。関連業界内で友好的な協力関係を構築してきた履歴があり、相互了解の下に一定の情報が常時交換されていたのではないかと、競合他社や同業他社との協力を強化してウィンウィンの関係となる方法を共に模索してきたかなどについて確認する必要がある。このような内容は、実際の意図とは異なり、情報交換を通じて価格、生産量等に対する合意をしたものか、潜在的な競争事業者を排除しようとする意図によるもの、という誤解を誘発し得るためである。

特に、最近大法院が、談合行為について知らなかった代表理事だけでなく、社内理事および社外理事に至るまで、談合行為が行われているか事前に点検すらしておらず、内部統制システムの構築または運用に注意を払いもしなかったという理由により、損害賠償責任を認める判示をした点に照らしてみると、事業者としては、情報交換行為が行われているか事前に点検し、これを防止する対策を講じることがより一層重要になった。

IV. 結論

情報交換談合擬制の規定が改正公正取引法に追加されたことで、不当な共同行為に対する規制環境が大きく変化した。まず、公取委は、新設制度の執行実績に対する世論の関心を考慮し、情報交換に関する談合事件に調査力量を集中させ、必要な情報を交換したという証拠が確保された事件に対しては、新設された法律上の推定条項を適用する可能性が高くなった。実際に、最近、銀行の LTV 談合事件において銀行間の情報交換行為を問題視し、情報交換行為に対する調査を強化している。また、法改正により、情報交換による合意に関しては談合がなかったことの立証を事業者が行わなければならないとなり、事実上、立証責任が転換される結果になると予想されるので、企業は事前にこのような問題が生じる可能性を把握して積極的に対応する必要がある。

従って、企業の立場では、このような情報交換談合と擬制されるリスクを回避するためには、既存の慣行から脱し、新しい規制に合わせて業務の慣行や業務プロセスを変更する必要がある。まず、以前から自然に行ってきた事業者団体主管の会合、競合他社の役職員との私的な会合等が実際にどのように行われているかを把握する必要がある。企業の立場では、市場の動向、政府規制の動向等を把握し、これを通じて事業戦略を立てるために必要なものと考えられるかもしれないが、これからはそのような善意に関係なく、「公正取引法上禁止される情報交換が行われた」と疑われることからさらに実質的な調査対象に進む可能性があるためである。よって、競争事業者間で情報が交換され得るすべてのチャンネルを確認し、価格、生産量等の直接・間接的に競争に影響を及ぼし得る情報が交換される余地があるか事前に点検し、経営上の必要により独自に情報を取得したものであるが、交換行為として誤認される恐れはないかなど多角的な観点から検討し、情報交換に関する法律的なリスクを点検しなければならない。

また、会社の役職員に対し、価格、生産量等のセンシティブな情報に関するコミュニケーションは中断または禁止するよう教育し、情報交換行為の危険性に関するコンプライアンス教育等を実施してシステムを強化する必要がある。なお、関連情報を取得する前に会社のコンプライアンスチームの検討を義務付け、情報取得の内容、目的、情報源、方法等について書面化し、今後問題となった場合に適法性が疎明できる資料（公開された情報であるか、外部機関に依頼したものであるかなど）を確保、保管するのが望ましい。